

# 博士論文要旨

小早川 明良

論文の題目: 部落問題研究における関係性論および本質主義: 知の暴力批判

Relational Theory and Essentialism in Buraku Studies: A Critique against Violence of Scientific Episteme

## 【本論文の全体構成】

提出した学位論文(以下、本論文)は、序章から終章までの全7章からなり、次のような章立になっている。

序章 「部落」の発明: 研究目的に代えて

I 章 部落問題研究をめぐる理論とその批判

II 章 際立つ境界: 部落差別の再生産

III 章 軍都と被差別部落の形成と再構築

IV 章 「部落産業」論の本質主義批判

V 章 「被差別部落の文化」論と本質主義: 門付けの音楽社会学的分析

終章 本研究の意義と、部落問題研究の課題と知の暴力

## 【本論文の各章の概要】

序章とI章は、表題の論文を執筆するために依拠した諸理論について、またII章からV章は、依拠した理論による議論で提示した仮説の実証的な論証を行った。終章は再び理論的問題と実証的論証を総括的にまとめている。

本論文の立場を端的に語ると、部落差別の背景には、国家と資本の欲求と運動が存在し、これを議論しないで問題の解決はないということである。翻って部落問題研究の現実をみると、研究者たちの価値合理性、あるいは主観とは正反対に、国家と資本の問題を忘失し、研究が「知の暴力」として作用していると主張する。それは、結果的に被差別部落民の解放への欲求を抑圧するように働き、国家と資本の差別、抑圧と暴力に合一するとの考え方である。ゆえに、本論文は、その「知の暴力」批判を目標とした。

## 【序 章】

序章は、本論文が達成したい目標に必要な理論的問題について論述した。

最初に本論文がタイトルで使用した用語の概念から説明した。

関係性論については、次のように理解した。近年、「関係概念」、「関係論」、「関係モデル」などの用語でなされる部落差別にかんする議論を「関係性論」と定義した。「関係性論」のアプローチでは、被差別部落民とは、予め存在するのではなく、人の認識が他者を被差別部落民として構築する「関係カテゴリー」であると主張する。それは、部落問題研究の主要な位置を占める野口道彦、三浦耕吉郎らにより提唱された。

実態論は、いわば歴史還元主義的方法を総称した研究傾向である。被差別部落が差別を受ける因果関係を、近世、中世、ときに古代の律令時代に存在した賤民制度に求める方法である。また、特定の産業、職業との関係で議論する「部落産業」論もこれに含まれる。

本論文は、タイトルにあるように「知の暴力」が大きなテーマであった。ここで問題にした知の暴力は、ガヤトリ・スピヴァクやエドワード・サイードに示唆をえて、被差別部落民にかんする研究や蓄積した知識が、その意図とは正反対に作用し、知識に潜む暴力が顕在化する態様であった。暴力は権力の原初形態であり、未来の行動に影響を与え、身体や事物にたいする力を行使し選択肢を制約する。関係性論と実態論が、

被差別部落民を取り巻く現実から遊離し、誤った認識を生み出し、非被差別部落民のみならず、当事者自身にも被差別部落にかんする誤解をもたらし、それが知の暴力として機能していると仮説を立てた。知識が虚像を提示する場合も暴力なのであり、また研究調査自体が被差別部落民を傷つける暴力となる場合もあると考えた。社会的な暴力や象徴的暴力が被差別部落民を抑圧し、差別を再生産するメカニズムとして機能する。知の世界から遠い存在である被差別部落民は、その部落問題研究の誤った認識に反論する機会をもてないことを問題とした。

文化本質主義については、ジョック・ヤングの議論を参照し、不安定な排除型社会において人々が不安を解消するために伝統主義、多文化主義、保険統計主義、そして本質主義(特に他者の本質化)を利用すると論じた。人々は、自己の優越性を創造し、他者の本質化による排除によって、存在論的不安を解消する。ヤングは多文化主義には、多様性を奨励する一方で、存在論的不安を増大させ、差異を強調する危険性があると指摘する。そして、特にマジョリティが、他者の悪魔化によって存在論的不安を解消しようとする。部落問題研究における実態論や部落産業論は、文化本質主義に陥っていて、被差別部落民には本質的差異があると強調し、その結果、部落差別の再生産に与していると批判した。

#### ・理論的枠組: 宇野理論の導入について

部落問題を国家と資本との関係で分析するばあい、長年、労農派と講座派のアプローチが主流であった。とくに講座派は、経済学的観点だけではなく、被差別部落史研究にも大きな影響を与えてきた。現状認識においては、双方とも大きな欠点がある。それは、マルクスによって示されてきた資本主義の原理論に帝国主義段階にある日本の資本主義を機械的に当てはめ部落問題を研究したことである。本論文の目的に照らすと、労農派、講座派の日本資本主義の分析に依拠すれば、両者ともに被差別部落、部落差別がブルジョア社会で暫時解消されることになるので、現実には再生産される差別を説明できないと考えた。

そのために本論文が導入したのは、大きな枠組として、マルクスの理論とそれを発展させた宇野弘蔵の段階論規定、ミシェル・フーコーの〈生-権力〉論である。筆者は、宇野の三段階論に青木秀男の改良による四段階モデルを参照することに次のような利点があると考えた。

帝国主義段階にある日本において、部落問題を解決するかしないか、あるいは解決するとしてどの程度で済ませるか、「資本主義が自己の発展に必要な以上に」要求するものではない、という宇野的解釈が適応可能だということである。帝国主義は、植民地主義の時代に位置づけられ、綿工業が全面的に輸出を目標としたように海外市場との関係で発達する。逆に生産手段の海外依存や海外の労働市場への依存度によっては、国内産業や労働市場の適正化を無視しても資本主義の存続は可能であり、必要十分にしか国内の生産体制のための投資を行わなくなると理解できる。資本主義国が植民地をもてば、農業生産などの国内の脆弱な生産セクターが停滞しても、それを補うために植民地から農産物が流れ込む。その結果、宗主国の「封建的生産体制」はそのまま維持される。また、中国東北地方の旧「満州」のように、植民地の農民が植民地の農地開墾に動員される。植民地化した国から植民地化された国への農民の移動は、農村の過剰人口を減らすのが、それでも「封建的生産」システムや「封建遺制」はそのままである。この立場が被差別部落の「封建性」と差別の再生産の分析を可能にすると考えた。

#### ・理論的枠組: フーコーを部落問題へ

本論文は、議論の大きな枠組みのもう一つに、ミシェル・フーコーの〈生-権力〉論を導入した。それは、国家、資本との関係で部落差別を分析する本論文の重要なテーマに有益だと理解したからである。

〈生-権力〉は、「死なせるか、それとも生きるままにしておくのかの権利」に代わって現れた「生きさせるか死の中に廃棄する権力」である。それは、近代以前の君主の権力が斬首のように臣民の生死を専横したのとは異なり、近代国民国家の国民の生を人口の概念でとらえ、国力としてみなす権力が現れたことである。資本主義的には国民は労働力商品であり、国家と資本は、よりよい労働力を再生産するために福祉と健康に気遣うように変化し、「優れた生」を活かすことになった。それは、人道主義によるのではない。「人間の蓄

積を資本の蓄積に合わせる、人間集団の増大を生産力の拡大と組み合わせる、利潤を差別的に配分する」という三つの操作が可能になった新しい近代の〈生-権力〉である。さらにこの権力から、「劣った労働力」の排除を合理化する優生思想が現れた。フーコーの権力論は、近代国家と資本と被差別部落のありようの分析、さらにその後の、国家が行った対被差別部落政策の分析に有用だと考えた。それは、形骸化した古典的マルクス主義の理論では解明不可能なマイクロな権力、網の目のようにネットワークを構築して人々を国家のメカニズムに動員する権力論によって部落問題を分析可能にした。

さらに本論文は、フーコーの規律権力論を、関係性論批判に参照した。フーコーは、「見世物の社会ではなく監視の社会」装置であるパノプティコンと同類の装置や施設である軍隊や学校、工場、病院もまた自動的に規律訓練型権力が発生する仕組みになっていると分析した。この議論は、被差別部落がその装置の日本的形態であるとの考察を可能にし、本論文の結論を導くにあたり大いに有益であった。被差別部落の内側の人々は、パノプティコンに収容された人のように、見えない監視者によって「見られているかもしれない」ので規律を遵守しようとする力が働いている。そして、主体を「従属化＝主体化」する力が被差別部落民に最も強く働く。本論文は、その技術に注目した。

### ・理論的枠組：宇野理論とフーコーの理論を繋ぐ

ミシェル・フーコーと宇野弘蔵という一見異質な二人による理論の共存可能性を、本論文では次のように考えた。それは、まず、上記の「三つの操作」の領解を前提とする。マルクスは、『資本論』で、貨幣は、価値尺度機能・流通手段機能・支払手段機能・価値保存機能の4種類の機能をもつ概念とみなしたが、宇野弘蔵は、それを批判的に再構築して、現実の交換はさまざまな「貨幣の持ち手」という貨幣経済（その本質的要素である資本と国家権力）を主体化した諸主体が経済行為をする場合に下から価値を決定すると解釈した。それは、(相対的)価値形態と等価形態の非対称性の分析から、経済人は、価値形態をめぐって自己を市場に従属させる主体であるとしたことを意味する。これは、マルクスの価値形態論を発展させた宇野の特筆すべき成果であり、これによって、被差別部落の「後進性」の分析とフーコーの規律権力論と主体化の議論の共有が可能になった。被差別部落民が権力を主体化する問題の検討に、「部落民宣言」などのカムアウトについては「告白」の議論を援用して議論をすすめることができた。

このような、議論の枠組を補強したのが、本論文序章の最後で援用したベネディクト・アンダーソンの理論である。まず強調したのは、被差別部落民は、その国家や国民が想像される過程でともに想像された実体であり、彼ら彼女らもまたイメージとして国民の心に描かれた想像であることである。国家がそうであるように、被差別部落は近代以降の出版資本主義によって想像された2級国民が閉じ込められた「想像の共同体」であると考えることができた。そして、「被差別部落民の歴史」は、穢多非人の末裔としての歴史ではなく、そのような俗説が塗抹され固着したスティグマの歴史であり、怠惰で生産性が低いなどの本質主義的な架空の差異が被差別部落という共同体全体に幻想として構築されつづけた歴史であるとした。これが、被差別部落民がさいなまれてきた低賃金で劣悪な労働環境で差別を受けるという苦痛の主たる要因である。そして、近代以降、つまり被差別部落は、非被差別部落民を吸収あるいは包摂し、拡大再生産されてきたのである。そのような人々が、被差別部落民として「想像」されたのである。

ここから導くことができたことは、「部落」という言語も、それが構成する言説も、その実体も20世紀初頭の「発明」との結論であった。被差別部落民は、近代における生活実態のみじめと被差別の記憶を共有する存在である。資本の剰余価値生産と国家のイデオロギーが作用して構築され、(拡大)再生産する「部落」という実体は、近代形成過程で想像の共同体である国家と国民に埋め込まれた差別を内包する精神的文化的象徴体系である。「部落」の語に付着したネガティブな感覚は、「部落の枠組み」を超えて記号として機能する。またそれがいわゆる社会意識のレベルに留まるのではなく、支配のイデオロギーとして機能している。それは、被差別部落民にとっても、彼ら彼女らの精神構造に深く染みこみ、みじめの再生産をしているのである。

ところで、本論文は、序章で議論すべき現実的課題として藤田敬一の『同和はこわい考：地対協を批判する』に端を発する「両側からこえる」という議論を重視した。これは、部落解放運動の当事者が実践してき

た「確認・糾弾という厳しい行動形態が国民に同和問題はこわい問題」という意識を植えつけ、同和問題を語ることで暴力を受けるのではないかという不安を醸成するので、糾弾を放棄して被差別部落と非被差別部落が双方から対話によって差別を「両側からこえる」べきであるとの主張であった。結論からいえば「両側からこえる」という議論は、両側のそれぞれ、すなわち差別-被差別の関係が入れ替え不可能な非対称的関係を無視しているといえよう。藤田の議論では、歴史的に、また、現実的に被差別部落民が物理的暴力と構造的暴力を受けている被害者であることを忘却している。本論文の趣旨において、このような主張は、藤田敬一という研究者による知の暴力、権力行為であるとの認識に立たざるをえなかった。そして、結局これもジョック・ヤングが論じた「悪魔化」に繋がると批判した。

藤田が示した認識の発端は、1971年の高校生集会において、被差別部落出身の高校生からの他の生徒への罵声とも取れる発言や振る舞いに藤田自身が接し、いたたまれずその場を後にしたことであった。「罵声」は、それを発する主たちの保護者の過酷な労働が培った生活の言葉であったが、その文化から発した発言を、藤田は「生育史や生活体験の絶対化」と認識し、それでは他者からの共感はいえられないと批判した。だが彼らの間には、対話のこころみがあったといえる。そのとき「罵声」の対象であった当の女子高生は、自身が抱える困難もあって、その後、部落解放運動に積極的に参加していた。なお、対話と糾弾論については、原田彰の説を参照して本論文の論旨を補強した。

## 【1 章】

I 章では、関係性論や実態論とその系譜にある議論、英語圏の部落問題研究批判を展開した。

まず関係性論については、大きく二つの傾向について論じた。それは、野口道彦・八木晃介、またすでに紹介した三浦耕吉郎らの関係性の議論によって部落民概念の拡大を論じる研究であった。もう一つが、結婚をめぐる発生した女性の自死事件を論じた笹川俊春の論考を取り上げ批判した。

前者は、すでに述べたところだが、被差別部落民をアプリアリに存在する実体として考えるのではなく、ある人が他者からのまなざしで被差別部落民として認識されることで、認識された人が被差別部落民になると考えている。つまり、人は他者との関係性において被差別部落民になる「関係カテゴリー」と理解する方法である。かりにある人が、他者を被差別部落民であるとカテゴリー化する視線によって被差別部落民になり、ならされるものであるほどの権力性がまなざしにあるのなら、被差別部落民が、他者から被差別部落民ではないとのまなざされたら、その人が被差別部落民でなくなることも可能であるはずだが、そのような可逆性はない。

この議論は、一步間違うと「部落民と間違われたら部落民」という論理になりえる。あとから被差別部落に来た非被差別部落民が被差別部落民に間違われることはある。しかしそのような人たちが、被差別部落民になるには、周囲の被差別部落民もその人を被差別部落民であると承認し、本人もまたそのように自認し、お互いの共感が生まれる時間を要する双方の営みが必要であって、まなざしの結果ではない。非被差別部落民にたいするまなざしは、あくまでもいわば勘違いであり核心的問題ではない。関係性論的には、間違う、間違われる空間では微少な権力が作動することになる。ただそれだけである。被差別部落民と「間違う、間違われる」現象は、必ず実体としての被差別部落が存在しているから起きているといえる。本論文は、この問題の核心を忘失した関係性論が、部落問題にかかる国家権力や資本の介在を認識することを結果として妨げていると批判した。そのまなざしを問題にするのであれば、パノプティコンならぬ被差別部落というイデオロギー装置に入れられている被差別部落民が受けているまなざしの「効果」であろう。

「間違われる問題」は、間違われた人にとっても核心的な問題ではない。なぜなら、間違われたその人は、被差別部落民が背負ってきた、またこれから背負っていく生活世界を共有しているわけではないので、もし、間違われたことが問題なら、その場から立ち去ればすむことではないだろうか。

関係性論は、部落問題のリアリティが大きく変容したので、一つ、部落問題から人権問題へ、二つ、部落民の実体概念から関係概念へ、三つ、絶対主義から相互主義へと認識のパラダイム転換を行う必要があると認識したことに誤謬の発端があると分析した。本論文は、関係性論が「一般対策への移行」と「人権問題

への一般化」を容認した部落問題研究がその背景にあり、それへの批判として前景化してきたと理解したが、それは批判したはずの傾向に取り込まれていると考えざるをえなかった。

関係性論の影響は大きい。「みなす差別」、または「みなされる差別」として広く流布している。

後者の笹川俊春の論考は、優れた差別論の論者である佐藤裕の議論を参照した結婚差別による自死事件を扱った論文「境界を生きることの困難さについて」(『社会学評論』71巻4号.pp.635-669.)を批判した。事件は、女子高校生Aが高等学校進学後、中学時代の担任教師であったBと恋愛関係になったことが発端であった。Aは結婚を強く希望したが、家族から結婚を強く反対されたBからの結婚拒否に遭い自死した事件であった。

笹川論文は、佐藤裕による「差別論」の「三者モデル」に依拠して、Bとその家族のAに対する行為が部落差別であるとの論証には成功したと考えられた。しかし、評価できるのは、その点のみで、佐藤裕が批判していた「差異モデル」に依っても、この事件が結婚差別であるとの認定が可能であった。

笹川論文は、当時の調査報告書などから、Aの自死が、Bが購入しAに渡した大量の精神安定剤を服用したことにあったという事実にはまったく触れなかった。「差別によってマジョリティ社会から排除」されることと、存在を「受容し被差別体験を共有できる人」も存在しない「マイノリティ社会との断絶による孤立」を要因とする「絶対的孤立」にあるとのべ、Bから大量の精神安定剤を渡された事実を無視した。

笹川は、Aの自死選択と因果関係があるとした「孤立した境界を生きる存在」という状況は、少数点在型の被差別部落民、とくに若年層にとってはむしろ通常である。それは、マジョリティのコミュニティに包摂され常に監視をうける状態、まさにパノプティコンの世界に生きていることを意味している。非被差別部落民からの見えないまなざしに晒されるより、そこから出た方が精神的に安定する。それは、筆者も経験したことである。

笹川に欠落していたのは、被差別部落民と非被差別部落民、教え子と教師、恋愛関係にある女性と男性、それぞれの間に成立していた非対称的関係の分析であり、その加害者に焦点を合わせる学問的態度であり、自己のポジショナリティの自覚であったと考える。優越的地位にあるBと、その家族による差別の責任を問うべきであった。自死したAは、二度と言葉を発しない。だれもそのAを代理できない。だがスピヴァク流に言えば、「エリート」である研究者は、このような連続して起きてきた悲劇にたいして警戒を怠らず、被差別部落民であり女性である被害者Aから何を「聞くことができるのか」という自らへの問いであるはずだが、それが笹川の議論には見当たらなかった。そして、一般的で凡庸な結論を下すこともまた知の暴力と判断し議論を展開した。研究者は理論のために研究するのではない。物言わぬ被差別部落民の声に耳を傾けるために研究している、というのはこの議論から得た筆者の自戒でもある。

実態論への批判は、被差別部落の起源を議論するいわば歴史還元主義への批判であった。近世や中世の賤民の居住地が現代の被差別部落として確認される場合があるが、今そこで暮らす人々が、その系譜にあることを証明するのは容易ではない。それを確定する資料も少ない。その系譜をもっていたとしても、近代による再構築の結果、近世の賤民制度と比較して現代の被差別部落は似ても似つかない状態である。

しかし本論文は、実態論の議論が、封建制遺制論の観点から論じられており部落問題を単純な民主化の課題へ歪曲すると批判した。このアプローチは被差別部落を過去に閉じ込め、現実に部落差別を受ける被差別部落民の困難を放置してしまう可能性がある。封建遺制論はイデオロギーとして根付き、アカデミズムがその言説を強調し、被差別部落民の間で合意形成を醸成してきた。差別は時代に関係なく存在していたかもしれないが、近代と他の時代には決定的な違いがあることを実態論は忘失している。それは、封建時代とは異なり、現代社会においては不十分とはいえ、個人主義が確立されていることであり、近代的自己を感じる差別が重要なテーマとなる。本論文は、歴史研究を否定するものではないが、現代社会における差別問題を理解することが、実態論ではどのように可能なのかを問うた。そして、この第1節の議論をとおして、被差別部落が、イデオロギー装置とし機能するという予見を示したことは成果であったと考える。

本論文はこの章で、英語圏の部落問題研究に焦点をあてて批判的に分析した。英語圏の研究には、非常に特徴的な被差別部落認識の傾向がある。それは、1960年代のジョージ・デ ヴォスとヒロシ・ワガツマの作品以来の被差別部落民をアウトカーストと認識することである。このばあいのアウトカーストは、インドの社会的差別に発している。ヴァルナ／ジャーティの制度をイギリス植民地主義が歪曲して再構築した社会的差別のことである。アウトカーストと西洋的に呼ばれている人々は、400を超える被差別のジャーティに属する人々のことである。この制度は、現代資本主義の矛盾として存在するが、どうじにその維持は、ヒンドゥー教の教義が強く影響し、世俗的、儀礼的な規律に基づいてきた。つまり、日本の部落差別とは、まったく異なる背景をもつ差別である。本論文ではそのことを「カースト研究」を参照することで議論できたと考える。

欧米の研究者が陥っているのは、そのようなカースト制度的被差別部落認識がなぜ合理的なのかを一切説明しない矛盾である。その矛盾から本論文は、部落差別をアジアの差別として一括りで扱う方法に、サイドが告発した西洋の東洋を見る視線の本質主義的表象(イメージ)による暴力二元論を見出すことができた。つまり、英語圏の部落問題研究は、オリエンタリズムを基底にもっていると考えられた。ということは、研究群が権力装置であり、知の暴力の意味をもつと理解できる。

さらに、そのオリエンタリズムの視線をもつ、被差別部落民とヤクザ世界を強く結びつけるマーク・ラムザイヤーや、皮革産業と被差別部落を深く関係づけ文化本質主義を称揚するジョセフ・ハンキンズの研究も、確実なデータを示し批判した。

ただし、英語圏の研究者は、日本の研究者の論文を参照していることは、一つの事実である。つまり、英語圏の研究者批判は、どうじに日本の研究者批判でもあることを明確にすることができた。それには、部落解放運動の民族排外主義とポストコロニアリズム批判に無頓着な現状を批判したキム・チョンミの論考が有益であった。

## 【Ⅱ 章】

この章では、地域社会で部落差別がどのように再生産されているかについて三つの観点から論究した。

まず、第1節では、就職差別と被差別部落民の「生産性」をめぐる議論した。調査の結果、企業経営者には、被差別部落民は「生産性が低い」という言説が支配的であった。ヒアリングによると、企業経営者は、人的資本論と生産性論を強く信奉していた。それゆえ、被差別部落民は、生産性という計測不能で本質主義的指標によって排除される可能性が高くなる。また、「生産性が低い」被差別部民をはじめとするマイノリティが企業経営に被害をもたらしているとの認識をもっていた。つまり排除する加害側に、認識の逆転が発生する現象があった。

こうした状況を背景に、被差別部落民が職業を獲得する経路が、職業安定所などの公的経路ではなく、人間関係による「伝手」や「よびよせ」などの私的経路に頼っていたことも解った。職業安定所は権力であり、怖さを感じさせる精神的に遠い存在であった。それに地理的に遠方であった条件もかさなった。識字能力に自信がなく履歴書や書類の作成が不得手な彼ら彼女らは、労働力を売らなければ生きることができないために公的な労働市場ではなく、伝手や呼び寄せなどのインフォーマルな手段に頼らざるをえなかった。そのことは、被差別部落の乏しい生産活動を支える女性たちの労働内容への欲求と、彼女らを雇用するローカル資本が自由な解雇可能な労働力を求める態度と一致する現象となっていた。

次に、第2節では、「同和対策審議会答申」を契機に、部落差別が軽減されつつある、あるいは解消に向かっていると(社会(科)学)によって繰り返される言説が誤りであること、そしてその言説は、部落解放運動を満足させる幻想でしかなく、研究者の自己弁護的・主観的評価であると批判した。

本論文は、フィールドワークをとおして人々が被差別部落をどのように語り、また語らなかつたのかということの分析によって、被差別部落民は、「同和対策審議会答申」を契機に、一時的な「優遇」を得たが、それは(生-権力)が機能した結果であり、ネオ・リベラリズム的なイデオロギーを背景に新たなスティグマと差別的な表現を多様に使う攻撃的敵意に直面したと分析した。部落問題研究は、部落差別の解消を楽観視し、実際の差別を無視し、本質主義や差別否認主義を助長している。もっともらしい「科学的品性」は、近代産

業の発展に不可欠な商品＝治安の対象化として、この〈生＝権力〉が露骨に機能する〈場〉である被差別部落を権力との闘争の接点であることを隠蔽している。〈生＝権力〉によって、被差別部落民の身体および精神を規範に合致させる慣習のつくり替えを、法律、政治制度、学校、宗教、家族、労働組合、メディア、文化(の団体)などの装置をとおして呼びかけていることが解明できた。

Ⅱ章第3節では、7世帯の被差別部落とその周辺地域を例に、町内会活動との関係の分析に焦点を当て、被差別部落民の中から、さらに他者を創出する中山間地域にあるコミュニティの残酷について論じた。

少数型の被差別部落は、社会生活を維持するために地域の町内会活動に参加し、地域の期待に応じる必要がある。そうしなければ日常生活は非常に困難になる。つまり被差別部落は一般地域に包摂され排除されている。包摂は町内会の行事などの公的な領域においてのみで、婚姻や趣味などの私的な領域では排除の状態にあった。この状況のもとで被差別部落の人々は、同和地区をより広範囲に設定し、同和对策事業を積極的に実施した。その「成果」を享受した地域の人々は、被差別部落民にたいして「開かれた」態度をもちつつ、同時に新たな差異を創出し、この被差別部落から排除の対象となる「悪魔」を創造した。

それは、ゴミ出しなどの規範を遵守するよう訴える高齢の被差別部落民を「逸脱」者と見なし、離れて住む長男にその人を引き取るよう要求し、地域からの排除を企図したことであった。地域の人々は、被差別部落民を「おたくら」と呼び、明確に「自分ら」にたいする他者と認識していた。そして、他の被差別部落民にもその高齢者を「他者の他者の創造」として疎外することに同意を求めた。自らが構築した規則を棚上げし例外を作り出していた。町内会指導者は、住民の行動を、善悪の二項対立的に分類し、文化本質主義的に差異を強調し、悪を創造し攻撃することで安心感をえようとしていた。

この現象の一方には、農業者の高齢化を背景に政府政策と農業資本が関与した農業の機械化と資本主義的再編があった。農地は、資本投下のできる少数の農家に集中している。伝統的慣習も激減している中で、部落差別が拡大再生産されているのである。資本主義的な地域の再編過程で、差別がより厳しく複雑化しつつあるといえる。被差別部落の人々は二重の疎外状況に置かれた。本論文は、このことによって、講座派的認識が批判され、かつ宇野的な仮説の立証が前景化したと分析した。

### 【Ⅲ章】

Ⅲ章は、軍都に焦点を当て、20世紀の初頭に形成された被差別部落と、軍都化に伴い急激に変容した被差別部落について議論した。帝国陸海軍にとって重要な三軍都は、国家と資本の力が集中的に投入され、その矛盾も先鋭に現れる。そこでは、非被差別部落民が被差別部落民と「なる」現象が起きていた。

第1節で、今日の軍都研究に都市下層研究が欠落していることを指摘し、それをⅢ章の導入とした。

第2節は、京都府の舞鶴鎮守府建設と4箇所(4箇所)の被差別部落の形成を論じた。それらの被差別部落は、舞鶴鎮守府建設の労働者や軍港の荷役をはじめとする多様な仕事に必要とされ、全国から集められた労働者の集住地であった。その土地は、無住の土地であったが、人々は非常に悪い環境と暴力的迫害に耐えた。2018年現在市内の被差別部落の全人口は、2,587人で、その3分の2が新たに形成された近代被差別部落の住民である。4箇所(4箇所)の被差別部落人口が0からの出発であったことは言うまでもない。彼ら彼女らの集住には、手配師や労務斡旋事業者が関与していた。その人々は「鳥取の被差別部落出自説」が定説であったが、本論文の調査は、多様な地域から集住した一般的労働者を非常に多く確認できた。

海軍と人夫供給を独占契約した企業は、1,600人の人夫を48時間以内に調達することを契約の条件とした。そのためには、安定的な労働者の供給地が市内に必要であった。それが4箇所(4箇所)の被差別部落であった。ゆえに被差別部落民の定住化が必要となり、よりよい「生」、たとえば勤勉による持ち家の可能性や子弟への教育可能性を期待させた。被差別部落内には飯場が造られ、労働力の自立的供給源が形成された。多くの被差別部落民もそれを主体化して勤勉な労働でよりよい家族を営み、その資本に感謝する精神構造が生まれた。筆者は、それを〈生＝権力〉の概念で批判的に記述した。

第3節は、呉市の被差別部落の形成、移転、消滅を議論した。呉市でも、舞鶴と同様、海軍鎮守府の造営で全国から労働者の集住が起きた。そして少なくとも4箇所(4箇所)の被差別部落が形成された。

その内の一箇所の被差別部落である中Y町には、火葬場、刑務所などのいわゆる「迷惑施設」が集中したが、それは要塞地帯法による規制と海軍鎮守府長官の意図によっていた。屠畜場もそれらに含まれたが、それは、中Y町への人々の集住とは関係なく、国家や地方行政の政策によって導入されたことが分かった。そこは、中Y町の人々の一部と他所の非被差別部落の人々がともに働く空間であった。その生産設備と労働環境の改善が政治的議論の俎上にのぼったが、実現されなかった。その理由は、すでに日本が帝国主義的段階にあり、植民地からより安価な食肉が輸入されていたからである。宇野理論を参照すると、資本も国家も必要以上の投資や改革はしないのである。従って、屠畜場とその周辺での生産力を向上させる必要はなく、結果的に彼ら彼女らは、臨時的工事の人夫であったり、呉港に入港した船舶からの荷役に従事する港湾労働者であったり、資本や海軍鎮守府が必要となるときに必要なだけ自由に使用できる労働者の集団となっていた。中Y町に彼ら彼女らをつなぎ止めるのは、部落改善政策による職業資金貸与や公営住宅の供給であった。それもまた舞鶴と同様の〈生-権力〉であったと理解した。その政策に同意できない人々は、呉警察署による「浮浪者狩り」に遭った。部落改善と浮浪者狩りは異なるように見えても、主導した呉警察署長升川義臣は融和主義の推進者でもあり、本論文は、被差別部落対策の一形態と考えた。

呉市のケースには、無視できないことが二つある。それは、軍都化によって形成された他の被差別部落の少なくとも2箇所が米軍の空襲によって壊滅したことである。もう一つは、本論文が分析した中Y町に近隣する二地域が、被差別部落になったり、ならなかったりしていたことである。この状況は、行政関係者の対応、融和団体の資料などを参照することで理解できた。ローカル・メディアは、その地域の一部を高級別荘地として紹介した。ところが、敗戦後は、その二地域は、「同和地区指定」もなく、市民の意識においても被差別部落ではない。つまり、被差別部落は、近代の人工の構築物であるといえる。

第4節では、中国地方最大と言われる広島市F町の近代以降の人口動態と階層を手がかりに、「伝統型」被差別部落の近代的再構築について調査し、被差別部落内の階級分化とさらに彼ら彼女らがどのように生き抜いたかを述べることができた。

近代初期には、被差別部落F町の人口は、889人であったが、1933年には9,050人にまで膨張した。広島市は、大本営が置かれることもあった軍都であった。宇品港もまた軍港として発展した。その発展によって、仕事を求めて多元的な人々が集住した。被差別部落の周辺には、木賃宿や旅人宿が多数存在した。また、内部には借家があって、それらが下層の労働者や多様な事情で他に行き場のない人々を定住させ被差別部落人口を増大させた。人口の三分の二以上は、外部から来た人々であったと考えられた。

呉市の場合同様、屠畜場があったが、設置運営の主体は広島県であった。生産された食肉は、軍食用と輸出用に缶詰業者が生産手段とし、被差別部落の人々を潤す生産手段とはならなかった。屠場が直接雇用した労働者は、屠夫16人とその見習い18人であった。屠畜やそれに関連する産業は、被差別部落全体の生活向上には寄与せず、階級の分化に大きく影響した。屠畜場は、これ以上の労働者を雇うまでに発展しなかったが、その理由は呉市の場合と同じであった。すでに植民地などからの食肉輸入業者、冷蔵倉庫を有する企業が存在し、国内の生産を強化する必要がなかったからであった。

集住したのは下層の人々ばかりではなかった。外部から来住したある土族の出身者は、屠畜、「獣皮筋骨化製」や製靴などによってF町が生み出す富の多くを独占した。その人物を含めた10名ほどの経営者が経済を支配し、F町の住民全体の国税を払っている状態だった。ところが彼らは、得た貨幣を資本として再投資しなかった。その企業に雇用された労働者は、休まずに働くとも月70円以上の月収になることもあった。家族ぐるみの労働で、F町内の下層の子どもをベビーシッターに雇うこともできた。子どもの教育にも関心が高かった。しかし、そのような労働者、プロレタリアートはごく少数であった。マルクス主義にも出会った彼らの知性と差別への憤りが広島県水平社結成の原動力になった。

しかし、圧倒的なその他の人々の生活は、悲惨そのものであった。本論文では、彼ら彼女らを、ピエール・ブルデューを参照して下層プロレタリアートと定義した。それは、生きるためには土方、人力車夫、行商など何でもこなし、軍隊の放出に頼る残飯摂食で飢えを凌ぐ人々だった。児童労働も普通だった。最後には自分の娘を遊郭に身売りする家族もあった。それでも、刑事事件の検挙率は、広島県一般より低かった。それは、一つに、融和運動の規律権力が作用したと考えられた。二つに、外部から来住した人々を含めて、

彼らの境遇によって相互に共感を抱きながら信頼をもって共に生きるという精神構造が芽生え成長したからだと考えられた。

#### 【IV 章】

IV章は、被差別部落民が、被差別部落に特徴的な「部落産業」と称される産業職業に従事してきた(いる)という言説を批判した。近年一般的になった SNS を含めて、多くの媒体をとおして繰り返し流布される「部落産業」にかんする俗説と学説は、文化本質主義と相関関係にあると考え、スペースを大きく割いて議論したのは、議論は単純であるが、非常に根深く克服が困難な問題と考えたからである。

第1節では、理論的な問題を取り上げた。被差別部落は多様であるといわれる。ところが、「貧困」「原始性」「野蛮」「犯罪」といったステレオタイプが存在し、これらが部落を表象するキーワードとして使用されている。それは、被差別部落民が従事する産業職業についても同様で、屠畜、皮革生産、製靴、竹製品の生産が部落産業として、「部落共同体を形成する物質的基盤」であるという認識が存在してきた。それらは、原田伴彦、上田一雄、沖浦和光、秋定嘉和といった部落問題研究の第一人者が率先して議論し、多くの図書やメディアによって定着した。それは、出版資本主義が「想像の共同体」を構築したように、「部落産業」が論じられるほどの実体があるかのような幻想を創造したに過ぎなかった。そのうえで本論文は、「部落産業」とされる産業と被差別部落の関係性の虚構は、第2次世界戦争の敗戦後に構築されたものであったことを論証した。かりに、もっとも就業率が高い産業職業を「部落共同体を形成する物質的基盤として」見るなら、農業が「部落産業」になるはずである。

本論文は、「部落産業」論者の特徴的な論理を上田一雄の主張が表象すると考えた。それは、部落産業は、被差別部落共同体の物質的基盤として構成されるので、内部にその形成が見られないばあいは、共同体が解体しスラム化するという議論であった。生産関係とは、マルクス経済学で、生産手段の所有に関する社会的関係を指すものである。ところが上田は、被差別部落の生産活動はそこから疎外されていると述べた。しかし、どのような状況であろうと、生産手段を所有しているのは資本主義的セクターの人々や企業でしかなく、根本的な認識の誤謬があることが指摘できた。

IV章の「第2節 屠畜と被差別部落」、「第3節 皮革関連産業:製靴と被差別部落」、「第4節 竹細工言説の構築と被差別部落」では、各産業職業の実際を、国、地方自治体、融和団体、産業団体などの量的データをたどることで目的を達成した。

屠畜、皮革生産、製靴、竹製品生産が被差別部落に固有というほど伝統的で特徴的な仕事であるというのは、研究者や解放教育の実践家、そして当事者自身も含めて再生産し続けている言説であり、エリック・ホブズボウムとテレンス・レンジャーが『創られた伝統』で展開した「伝統は近代の産物」の概念で説明可能であった。それがステレオタイプとして再生産されてきたのである。

その理由はどこにあるのか。本論文は、そこには、閉塞した被差別部落の産業職業環境を特殊なことの説明を必要とする研究者のエコノミーがあったと考えた。部落問題の研究者たちの産業職業についての夥しい論文や出版物は、近年では SNS も含めてだが、いわば一つの知の体系を形成して、「部落＝肉、皮革」というイメージを創造し、そのイメージが本質主義をさらに強化するというネガティブな循環は否定しがたいと考えられた。そうしたステレオタイプが一度刻印されるとデジタルタトゥーとなって消去不能になるのが現代である。本論文は、このことに部落問題研究の「知」が一役買っていると考えざるをえなかった。

#### 【V 章】

V章では、主として、門付けの音楽社会学的分析として、「被差別の文化」言説を実証的に批判した。それは、「部落文化論」を提唱する人々が、被差別部落固有の「文化」を「発見」し、非被差別部落との本質的な差異を創造していることを、文化本質主義として分析することであった。

本論文は、「春駒」、「ほやま」、「大黒舞」という被差別部落に伝統的とされた門付け芸の分析を行った。それは、マックス・ウェーバーや、テオドル・アドルノの音楽理論を参照しながら、実際に上演された音曲を採譜し、スケールを抽出して音楽としての構造的特徴を分析する手法をとった。そして、それを日本の「伝統」音楽のスケールや商業音楽のスケールと比較した。その結果、被差別部落固有の特徴をもった音曲はなく、律旋法と呂旋法、さらに歌謡曲など商業音楽で多用される西洋音階に由来する「四七(よな)抜き」スケールであることがわかった。

たしかに門付けを副業とした被差別部落民は存在した。しかし、これらの芸能が被差別部落にのみ存在したのではなかった。資本主義的な生産技術が一般的になって、そうした芸能に幸福や安全、また繁栄を願うことが合理性を失い、門付け芸は廃れてしまった。他方、門付けに従事するとき、とくに子どもたちにとっては言い知れぬ屈辱を感じ、また肉体的にも過酷な労働であったので、彼ら彼女らには、それらを放棄して屈辱から脱する精神がうまれていた。こうした歴史の転換点を、部落問題研究者が、誇るべき被差別部落の文化が剥奪されたとの仮説を立て、芸能を再興することを称賛した。それを本論文は、彼らが価値合理性を部落問題の解決に置いたこととは正反対に、文化本質主義的言説の源泉となっていると批判した。

## 【終章】

終章は、本論文が、都市型被差別部落と中山間地域に多くみられる少数点在型被差別部落の双方を、マルクス、宇野弘蔵、フーコーに導かれて分析し、理解してきた結果を理論的にまとめた。それは、マルクスの理論を部落問題研究が参照するときに陥りやすい下部構造と上部構造の二項対立的な決定論を克服することであった。そこであらためて、マルクスの権力論とフーコーの権力論の接続を模索した。

ミシェル・フーコーは、『資本論』第2巻の権力論に注目し、マルクスが、法的権力以外に所有地、奴隷、工場、軍隊などの権力領域の自律性を指摘する「複数形の権力論」を採用していることに注目した。そのフーコーは、『監獄の誕生』や『性の歴史』で、学校、監獄、工場、病院、軍隊などの装置によって形成される「自発的に服従する主体」の生成とその政治的経済的機能について論じたが、これはアルチュセールの国家のイデオロギー装置論と重なる。すなわち部落問題は、「被差別部落というイデオロギー装置」の議論として理解でき、この議論は、マルクス、宇野弘蔵、フーコーの文脈で理解する経済構造的な分析や権力論的分析と接合することができると考えた。すなわち、「被差別部落というイデオロギー装置」は、アルチュセールが主要テーマにした専門技能の再生産を直接的に担う学校的 AIE とは異なる。また、フーコーが『性の歴史』に引き継いだ家族的 AIE のような装置として、労働力再生産を直接的に担うものでもない。そして、国家権力が組織したという意味でベンサムによって導入されたパノプティコンが表象する監獄の形成を被差別部落の形成に見ることができるわけではない。本論文全体を通して述べたように、被差別部落は資本と国家の運動によって(必然的に)出現し、場所を特定されたことがあったが、その地域のどの部分が被差別部落で、誰を被差別部落民にするのかが指定されたわけではなかった。しかし、実体として被差別部落は形成され、結果的に、学校のように、家族のように、監獄のように、精神病院のように被差別部落と被差別部落民を知の対象として、そこから派生した監視と統治の技術によって、ミシェル・フーコーの言葉を借りると、「何らかの経済的利潤、何らかの政治的有用性を示すようになり、その結果、これらのメカニズムはきわめて当然にも、全体的メカニズムによって、そして最終的には国家システム全体によって植民地化され維持されることになったと考えるべき装置なのである。

以上から、本論文の主題である知の暴力批判から得られた部落問題の認識論を「装置論的被差別部落認識」としたが、この結論は、「被差別部落というイデオロギー装置」と国家・資本との関係に微に入り立ち入る学術研究の旅路の始まりを示したに過ぎない。

## 【付記】

終章では、筆者が自身の日常で経験した被差別部落女性の沈黙の生涯について、自戒の念を込めて記した。彼女は、他者からの差別、男性支配、イエの圧力、捏造された精神障害者であるとのまなざしを一身に受け生涯を終えた。彼女になにかと関わったはずの筆者は、なに一つ彼女の声を聞くことができなかった。たんなる「親切な」権力にすぎなかったと痛感する。それが被差別部落の解放を旗幟鮮明にしてきたと自認する筆者の真実の姿であった。この自身に対する批判にいたるには、ガヤトリ・スピヴァクのポストコロニアル理性批判と、インターセクショナリティの議論で熊本理抄が提起した「アマルガム」概念に頼らなければならなかった。その女性の長きにわたる沈黙は、解放を意図したはずの部落問題研究が、語るができない人を単なる「寡黙で勤勉な人」に押し込めてきた知の暴力を告発している。